

○大野市環境保全条例（抜粋）

昭和49年4月1日

条例第16号

第4章 大野市環境保全対策審議会

(設置)

第35条 大野市の環境保全対策に関する基本的事項を調査審議するため、大野市環境保全対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第36条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から、市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 住民代表

(3) 関係行政機関代表

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第37条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第38条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 会長及び副会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員が、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 審議会は、議事に関係ある者の出席を求めて、その意見を聞くことができる。

(専門部会)

第39条 会長は、必要に応じ、特定事項を調査審議するため、審議会に専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。

(幹事)

第40条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、市職員の中から、市長が任命する。

3 幹事は、会長の指揮を受け、審議会の事務を処理する。

(庶務)

第41条 審議会の庶務は、民生環境部市民生活課において行う。

(委任)

第42条 第35条から前条までに定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。